

令和元年第3回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和元年11月25日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 会計管理者 福田正晴・ 総務課長 岡崎 浩

開発交流推進課長 永野英憲・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖・ 建設課長 尾崎幸光

総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局書記 岩井英樹

○議事日程

令和元年第3回上毛町議会臨時会議事日程

令和元年11月25日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 議案第52号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第53号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第54号 令和元年度上毛町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第55号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第56号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第57号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第58号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席をお願いいたします。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和元年第3回上毛町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付の運営資料のとおりです。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、11番荒牧議員、1番高西議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時会の運営について諮問いたしましたところ、11月22日に委員会を開催していただき、答申をいただきました。委員会の答申は、会期を本日1日とする答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された議案は、町長からの専決処分1件、条例案2件、補正予算5件の計8議案であります。

お手元に配付しています運営資料の議事日程をごらんください。

本日の日程は、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、引き続き議案内容の説明を受けた後、質疑を行います。質疑が終了した後、討論、採決を行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、

お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4議案第51号、日程第5議案第52号、日程第6議案第53号、日程第7議案第54号、日程第8議案第55号、日程第9議案第56号、日程第10議案第57号、日程第11議案第58号、以上8件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第3回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、専決処分1件、条例案2件、補正予算5件の計8案件であります。

順次、提案理由を御説明いたします。

議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号））であります。落雷により被災した大平楽の温泉施設、自動制御装置を早急に復旧する必要があるため、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号）により、修繕に要する経費を10月30日付で専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第53号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この二つの条例の一部改正につきましては、議案第54号、55号、56号、57号、58号の各補正予算とも関連しますが、人事院が国会及び内閣に対し、本年の民間給与との格差を埋めるため俸給表の水準の引き上げと勤勉手当の引き上げ等を勧告し、令和元年10月11日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が閣議決定され、令和元年11月15日に可決、成立されました。これらの国の人事院勧告等に伴い、本町職員における給

与改定等の対応につきましては、情勢適応の原則の観点から、人事院等の勧告内容を尊重しつつ、給与等の改定を行うこととし、関係条例の改正について、地方自治法第96条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第6号）、議案第55号、令和元年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第58号、令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。先ほどの議案第52号、53号で御説明いたしました上毛町一般職の職員の給与等の一部改正に伴い、それぞれの会計の職員の給与等の補正予算を計上するものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき御可決くださいますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号））につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、落雷により被災いたしました大平楽の温泉施設、自動制御装置を早急に復旧する必要が生じたため、専決処分をしたもので、次のページに専決第2号ということで、令和元年度10月30日付の専決処分書を添付いたしております。

次のページに、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号）を添付いたしております。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億5,583万8,000円とするものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費の11節で、修繕費で231万円を増額補正をいたしているところがございます。

次に、財源でございますが、戻って7ページをお願いいたします。免責等の関係で保険金額が確定しておりませんので、雑入で全国自治協会建物災害共済保険金を50%の115万5,000円、残りの50%、115万5,000円は繰越金を充当いたしておるところでございます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）大平楽の温泉施設の自動制御機器という形でございますが、これはどういうものなんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）これについては、原泉の温度を自動的に調整するという機械でございます。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）これは、落雷による建物の被害状況、これを具体的に御説明ください。そしてまた、入浴者等の被害者はいなかったのか、また、これによって即座に営業の可否が出たのか、その辺の御説明をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（永野英憲君）今回の落雷については、直接建物に落雷したものではありません。下唐原地区に落ちたものが、原泉のところから大平楽のほうに引いてるケーブルが落雷を拾ったということで、そのことによって自動制御盤が故障したということでございます。

それから、あと入浴者ということでございますが、一応、自動運転で対応させていただいております。家族風呂につきましては、5日間ほど休業をして、その後に自動運転ということで、温度調整が自動的にできませんので、入浴者については熱いお湯が出たり、冷たいお湯が出たりというようなことがございましたが、現在も手動でやっております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）落雷の件なんですけれども、火災保険というのは、あちらの大平楽にはついていないのかどうか。それと、ついてるか、ついてないか聞いた後でいいんですけれども、公共施設等々そのほかの施設で保険加入の状況は。あとは、その火災保険にもし入るとすれば、町が入るのか、指定管理者が入るのか、そのあたりを教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）財源のところでも御説明申し上げましたが、全国自治協会建物災害共済保険というものに入っております。ただ、免責の額が確定してませんので、今回50%充当しております。ですから、おおむね満額に近い形では交付決定がなされるものとは思っております。こういった、当然、指定管理に出しております。でも、あくまで町の所有物でございますので、町の保険で入っておるということで御理解いただきたい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度上毛町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）議案第52号について御説明を申し上げます。

議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。令和元年度人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、令和元年度の人事院勧告に伴いまして、本町の給与の改正でございますが、提案いたしております本条例の一部改正につきまして、大きく分けて3点ほどの一部改正でございます。

まず、1点目といたしましては、職員給与でございますが、本年の民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を改正を行い、平均して0.1%の引き上げとなっております。

次に、2点目でございますが、住宅手当ですが、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、この原資を用いて手当額の上限を1,000円引き上げるというものでございます。

3点目は、勤勉手当の関係でございますが、俸給月額と同様、本年の民間との格差0.05月分を配分するものでございまして、本年度につきましては12月に0.975月分とし、令和2年度からは6月と12月、各期同率の0.95月の手当ということになります。

詳細につきましては、7ページからの新旧対照表で御参照いただきたいと思います。7ページ上段に勤勉手当関係、それから、下段以降に1点目で説明いたしました職員の給与表の改正を別表1のとおり改正ということと、それから、14ページにより、住宅手当の改正を行っておるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）住居手当の分でお聞きします。この分でちょっと見ると、地方にとっては改悪になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺どうですかね。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）減額となるもの、それから増額となるもの両方出ております。

ただ、この辺につきましては、当然、職員組合等とも協議をいたしまして、了解を得て、今回提案をしておるとい分御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）悪くなる分は独自にやるとかいう方法もあったんじゃないかなと思うんですけど、その辺は考えなかったんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）今回、影響額が2,000円を超える部分については、経過措置等を設けてもいいということがありましたが、当町の場合2,000円を超える分はございませんでしたので、もう現行どおりの改正を行っておるといことです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）反対討論がないのに、賛成討論はいかがなものかと思いますが、一言申し上げたいので、賛成討論を行います。

私は、本案に賛成の立場から討論を行います。

人事院の給与勧告は、労働基本権契約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであることは認識をしています。ただ、その時々と異なりますか、年々によつての状況によつてニュアンスが異なるように感じて

います。ことしは10月に消費税の2%アップがあり10%になり、国民に広く社会保障の負担を担ってもらうことになりました。また、身近なところでは、台風や病虫害の発生により、本町の基幹作物である水稻の作柄が悪く、大規模農家の減収が心配されるところであります。

広くは、民間企業においても、大手のほうはよいのかもしれませんが、中小企業のほうはどうか。私は確たる数字を持ち合わせているわけではありませんが、一般的に所得は上がっていないと言われていています。むしろ、可処分所得は下がっていると言われていています。そうした状況の中で、公務員給与は改善されていく。金額の多寡ではありません。住民の皆さん方のコンセンサスが得られるのかどうか、我々議員も住民の代表として立ちどまって考えてみることも必要ではないかと思えます。職員の皆さん方の安定した生活基盤の上に、公務員として、職務に全力投球をして住民の負託に答えてもらうことが社会の要請であります。

私は、さきの議会で、町長に北海道の東川町のことをお尋ねしましたところ、町長が私に本を貸してくれました。全て記憶にとどめているわけではありませんが、その中に、役場は親切である、職員に全幅の信頼を寄せていると。役場から、役場ですと答えると、すぐに住民の反応ができるということのようです。上毛町イコール人、それをリードする職員、こんな構造を描きながら、期待を込めて本議案に対する賛成討論といたします。

終わります。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第52号、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第53号、上毛町単純な労務に雇用される職員の

給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、議案第52号と同様に、令和元年度人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、手当等は一般職の例によることとされておることから、給与表の改正を行うものでございまして、議案第52号と同様の引き上げ率でございます。

詳細につきましては、6ページからの新旧対照表をおつけいたしております。別表1のとよりの改正を行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第53号、上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第54号、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第54号について御説明を申し上げます。

議案第54号、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第6号）。令和元年度上毛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,920万2,000円とするものでございます。

令和元年度11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

補正予算の概要でございますが、今回の補正予算につきましては、先ほど御説明を申し上げました議案第52号及び議案第53号と関連し、令和元年度人事院勧告に伴い、本町の給与を人事院勧告に伴った所要の改正を行うためのもので、改定後の給与額を補正するものでございます。

7ページから、歳出はなっておりますが、各款全般にわたり、2節給与、3節の職員手当等々におきまして補正をお願いし、合計額が330万4,000円となっております。

また、あわせて、この後に続きます特別会計の繰出金、それから、平成30年度の包括支援センター職員給与負担金の精算分をお願いいたしておるところでございます。

歳入財源といたしましては、前年度繰越金を全額充当いたしておるところでございます。

以上、概略でございますが、説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第54号、令和元年度上毛町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第55号、令和元年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）それでは、御説明いたします。

議案第55号、令和元年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,003万1,000円とするものでございます。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、67万9,000円増額補正し、予算総額1,19

2万4,000円とするものです。これは、4月になりますが、人事異動及び人勧に伴う人件費の増額によるものでございます。

歳入といたしましては、6ページをお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金を67万9,000円増額し、充当しているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第55号、令和元年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、議案第56号、令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（佐矢野 靖君）それでは、御説明いたします。

議案第56号、令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和元年度上毛町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,918万3,000円とするものでございます。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、3万円増額補正し、予算総額901万7,000円とするものでございます。人事院勧告に伴う人件費の増額によるものです。

歳入といたしましては、6ページをお願いいたします。

3款1項1目事務費繰入金を3万円増額し、充当しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第56号、令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第57号、令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君） それでは、議案第57号について御説明をいたします。

議案第57号、令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度上毛町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,037万6,000円とするものでございます。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、7ページをお願いいたします。

1款1項1目処理施設等管理費で、今回2万5,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、全額一般財源となっております。

増額の理由といたしましては、一般会計と同様に、令和元年度の人事院勧告に伴いまして、3節職員勤勉手当、4節職員共済組合負担金の追加の補正をお願いするものでございます。

それから、歳入につきましては、6ページをお願いします。

1款2項2目繰入金で、一般会計から2万5,000円の繰り入れをしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） 特別会計の中で、わずか2万5,000円のお金を一般会計から持っていかないとありませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） 一般会計から持っていかないとっていうことで、職員の給与でございますので、一定のルールに基づいてやっておりますので、そこら辺は御理解いただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） そうしますとね、前の課長の説明は、その中のやりくりじゃない

ですか。事務費からの、佐矢野課長のところか。片や一般会計から持っていくのに、片や、その会計の中でやりくりができるということじゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）一応、後期高齢者の部分につきましては、事務費繰入という名目での一般会計からの繰り入れでございます。今回、4会計全て一般会計からの繰り入れで、人件費分については、その分を賄うという形のルールで行っておりますので、御理解をいただければと。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、よろしいですか。

どうぞ、安元議員。

○9番（安元慶彦君）そうでなければならんっちゃ、もう言いようがないです。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第57号、令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第58号、令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（尾崎幸光君）それでは、議案第58号について御説明をいたします。

議案第58号、令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度上毛町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,725万9,000円とするものでございます。

令和元年11月25日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費で、今回20万7,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、全額一般財源となっております。

増額の理由といたしましては、一般会計と同様に、令和元年度の人事院勧告、それと4月の人事異動に伴いまして、2節給料から4節共済費まで追加の補正をお願いするものでございます。

また、歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

1款2項1目繰入金で、一般会計から20万7,000円の繰り入れをお願いしております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。よって、議案第58号、令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

令和元年第3回上毛町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時35分